

保険会社向けの総合的な監督指針(新旧対照表)

改正後	現行
<p>III 保険検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>III-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>III-2-2 子会社等</p> <p>保険会社の子会社等の業務範囲等については、法第100条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。</p> <p>(注1)～(注7) (略)</p> <p><u>(注8) 保険会社の子会社等が、リスク商品を取り扱う場合、関係法令の規定も踏まえた上で、適切な販売・説明態勢の整備等を含め、健全な業務運営を確保する必要がある。特に、暗号資産仲介行為を行う場合は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者関係の事務ガイドラインで求められている義務を遵守する上で、保険グループが取り扱う商品であることをもって、顧客が暗号資産のリスクを過小に評価し、自らのリスク許容度を超えて取引を行うことがないように、適切に説明を行う必要があることに留意する。</u></p>	<p>III 保険検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>III-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>III-2-2 子会社等</p> <p>保険会社の子会社等の業務範囲等については、法第100条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。</p> <p>(注1)～(注7) (略)</p> <p>(新設)</p>